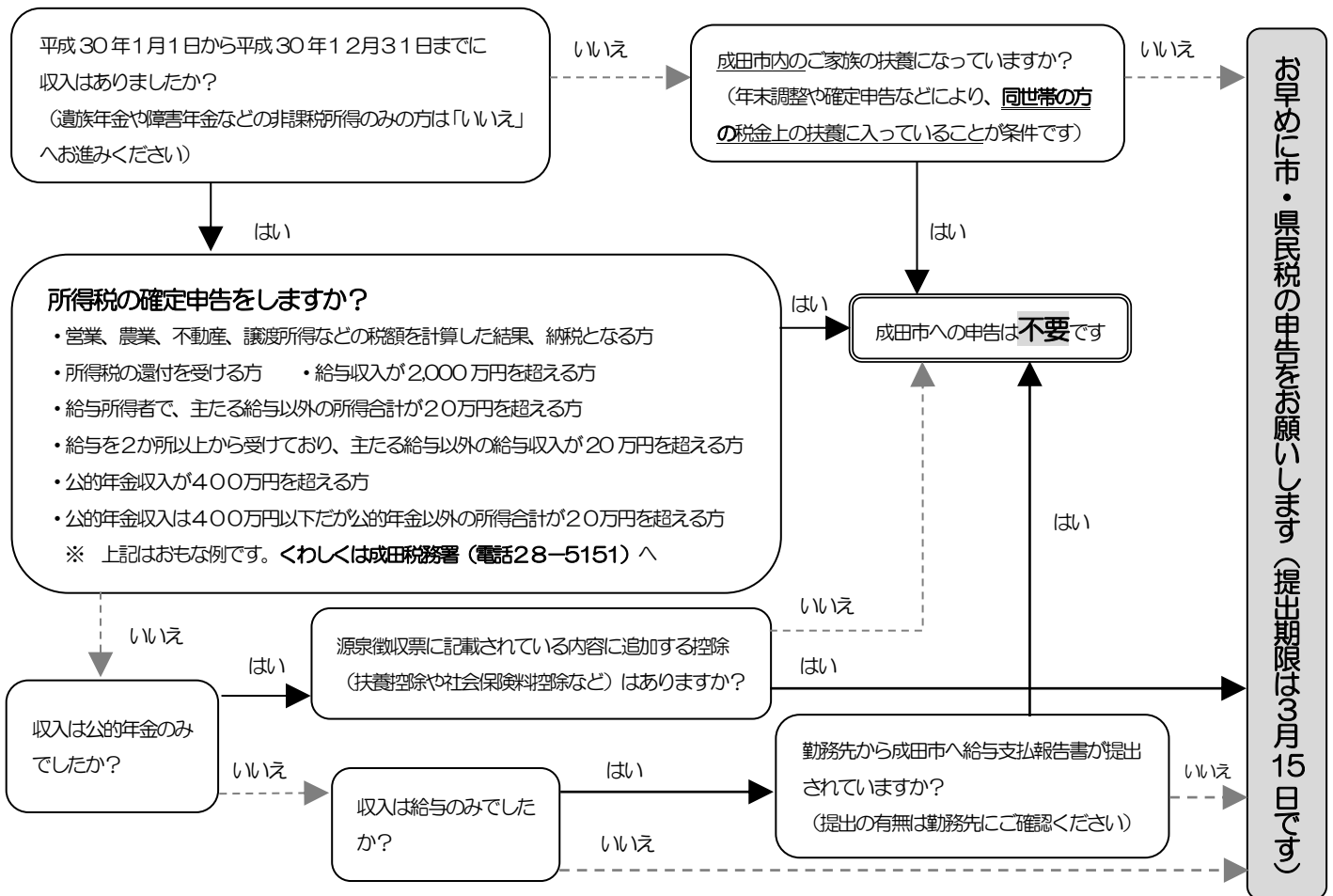


市民税・県民税申告はお早めに！

いよいよ2月から市民税・県民税の申告や、所得税の確定申告受付が始まります。
下記のフローチャートをご参考に、早めの申告をお願いいたします。

あなたは市民税・県民税の申告をする必要があるでしょうか？

☆スタート



- ◆ この図は、市・県民税申告の要・不要を簡単にあらわしたものです。
各々の状況によっては、これに当てはまらないことがありますので、くわしくは市民税課へお問い合わせください。

申告のお願い

- ◆ 裏面の指定日以外での受付はできませんので、ご了承ください。
なお、下総・大栄の両支所では、完成された申告書を提出される場合に限り、指定日以外でも受理します。
ただし、最終日3月15日(金)の両支所での受理は、12時までとなります。
- ◆ 営業・農業・不動産所得の収支や医療費控除の明細書等の作成がお済みでない場合は、受付できません。
- ◆ 次の時間帯は大変混雑することが予想されますので、避けて申告されることをお勧めいたします。
① 午前9時(すべての会場) ② 月曜日(市役所会場) ③ 下総支所・大栄支所の午前中
- ◆ 所得税の確定申告をされる方へ (くわしくは成田税務署まで 電話28-5151)
所得税の確定申告の受付は、2月14日(木)から成田税務署特設会場(イオンモール成田)で始まります。
2月13日(水)以前のご提出やご相談は成田税務署までお願いいたします。

市民税・県民税申告の受付日程（提出期限は3月15日です）

市民税・県民税申告は、2月1日（金）から3月15日（金）まで下記の会場で受付をします。

なお、営業・農業・不動産所得のある方は2月18日（月）からとなります。

所得税の確定申告は、成田税務署特設会場（イオンモール成田）などで受付されますが、成田市民の皆さまは、下記の会場でも2月18日（月）から受付いたします。

ただし、次に該当する方は、市では受付できませんのでご注意ください。

- 分離課税（譲渡、配当、山林、退職所得）となる申告をする方
- 営業・農業・不動産収入が500万円以上となる方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 準確定申告（納税者が出国、死亡した場合の申告）をする方
- 青色申告をする方
- 雑損控除を受ける方
- 寄附金控除を受ける方

会 場	月 日	受 付 時 間
市役所2階市民税課	2月1日(金)～15日(金) ※土日祝除く 【 <u>営業・農業・不動産所得のある方は2月18日(月)から受付となります</u> 】	午前9時～12時 午後1時～4時
市役所6階中会議室	2月18日(月)～3月15日(金) ※土日除く 【 <u>2月24日と3月3日の日曜日は受付します</u> 】	
下総支所2階会場 大栄支所2階会場※	2月24日(日) 25日(月) 26日(火) 3月3日(日) 4日(月) 5日(火)	
中郷公民館	2月20日(水)	午前9時～12時
公津公民館	2月21日(木)	
保健福祉館	2月22日(金)	
豊住公民館	2月28日(木)	
八生公民館	3月1日(金)	
久住公民館	3月7日(木)	
三里塚コミュニティセンター	3月8日(金)	

※移転後の大栄支所での受付となります

◆申告に必要なもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、又は番号確認書類（※1）＋身元確認書類（※2）

※1 通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写し

※2 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等

（代理人の方が来庁される場合も、上記の申告者の方のもの（コピー可）が必要になりますので、必ずお持ちください。）

印かん 給与所得の源泉徴収票 公的年金等の源泉徴収票 報酬・配当などの支払調書

営業・農業・不動産所得などの収支内訳書、帳簿書類など（前年度申告の際の内訳書もお持ちください）

※事前に収支が計算されていない場合は、受付できません。

社会保険料の支払証明書や領収書（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金など）

生命保険料、地震保険料の控除証明書

医療費の明細書、セルフメディケーション税制を利用する場合は明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類（下記お知らせをご覧ください） その他控除に必要な書類（障害者手帳など）

お知らせ

平成30年度の市・県民税申告（平成29年分の確定申告）から、「医療費控除の明細書（又はセルフメディケーション税制の明細書）」の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付又は提示は必要ありません。

明細書は、市役所2階市民税課や成田市のホームページからのダウンロード等により入手してください。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、市・県民税納期限から5年間、市役所から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成32年度の市・県民税申告（平成31年分の確定申告）までは、領収書の添付又は提示によることもできます。その場合は事前に医療費等の合計額を計算してください。